感染症発生時における園の対応について

日頃より、園の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

感染症が発生した場合、お子さんの安静・療養と他の園児への感染防止のために、学校保健安全法により、医師の許可があるまで出席停止扱いとなります。感染症にかかったら速やかに園に連絡するとともに、定められた出席停止の期間は家庭で療養してください。登園される際は、登園許可日が記入された「出席停止の連絡票」を園に出してください。

なお、「出席停止の連絡票」や「インフルエンザ治癒報告書」、「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」は、ホームページからダウンロードすることができます。

学校（園）で予防すべき感染症の種類

第１種：（出席停止の期間の基準：治癒するまで）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、新感染症

第２種：（出席停止の期間の基準：下記の表参照）

病　名	症　状　・　経　過　等	出席停止期間の基準
インフルエンザ	高熱・頭痛・のどの痛み、筋肉や関節の痛みなど感染力が強く、合併症を起こしやすい。	発症した後５日を経過し、かつ、解熱後３日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	のどの痛み、咳、鼻水、熱、倦怠感、味覚・嗅覚障害等	発症した後５日間を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで
百 日 咳	鼻汁・咳などの症状から始まり、ヒューヒューという痙攣性の咳こみが現れる。	特有の咳が消失するまで
麻 し ん（はしか）	かぜ症状（発熱、咳など）の後、赤い斑点のような発疹が全身に(ほほの内側に白い斑点)現れる。	解熱後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	片側または両側の耳下腺が腫れ、口を開けると痛む。	耳下腺の腫脹が発現した後、５日を経過するまで
風 し ん（三日はしか）	発熱、発疹など、麻しんに似た症状が出るが、麻しんより軽い。	発疹が消失するまで
水　痘（水ぼうそう）	赤い発疹は、体幹のやわらかい部分から全身に広がり、水痘からかさぶたになる。かゆみも伴う。	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	高熱・のどの痛み・目のかゆみや充血などを起こす。プールでの感染が多い。	主要症状が消えた後、２日を経過するまで
結　核	咳・たん・胸痛・呼吸困難などの症状が現れる。	医師の判断による
髄膜炎菌性髄膜炎	突然の頭痛と発熱が起こり、吐き気もある。首が動かしにくい。	医師の判断による

第３種：（出席停止の期間の基準：医師の判断による）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症等)

◇　第３種のその他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌感染症等）は、かかったら必ず出席停止の対象になるものではなく、感染の拡大を防ぐため必要な場合に限り出席停止を行う疾患です。しかし、園児は年齢が低く抵抗力が弱いため、発生すると感染の拡大が予想されますので、医師の許可が出てから登園するようにしてください。